新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた廃棄物発電設備における バイオマス比率の算定・記録に関する運用について(お知らせ)

FIT 認定を受けたバイオマス発電設備においては、毎月1回以上のバイオマス比率の算定・記録が認定基準として求められています。このうち廃棄物発電設備(一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設のうち焼却施設におけるバイオマス発電設備をいう。以下同じ。)については、受け入れた廃棄物に占めるバイオマスの比率が常に変動することから、毎月ごみ組成分析を実施することが適正なバイオマス比率算定のために求められているところです。

しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下において、軽症者の自宅療養や宿 泊施設療養等により、一般家庭等から排出される廃棄物に新型コロナウイルス感染者やその疑 いのある者が使用したティッシュやマスク等が含まれる可能性があり、ごみ組成分析を実施し た場合、作業従事者の健康状態が懸念されるとの相談が関係機関に寄せられています。

また、環境省が公表している「<u>廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する</u> Q&A」においても、上記のような懸念がある場合、ごみ組成分析の実施を延期しても差し支えない旨、記載されております。

これらを踏まえ、廃棄物発電設備におけるバイオマス比率の算定・記録について、以下のと おり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

(1) 廃棄物発電設備におけるバイオマス比率の算定・記録について

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束するまでの当分の間、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されることを理由として、発電事業者の判断によってごみ組成分析を実施しない場合には、当該組成分析を実施しなかった月のバイオマス比率に、算定実績のある直近12か月(運転開始から12か月経過していない設備は、運転開始からの全期間)のバイオマス比率の平均値を用いることを認めることとします。

ただし、本対応を実施する場合、バイオマス比率の算定根拠として、算定に用いた過去のバイオマス比率及びごみ組成分析を実施しなかった理由を具体的に記録してください。

(2) 留意事項

- ①本対応は、発電事業者の判断において、ごみ組成分析の実施及びそれに基づくバイオマス 比率の算定を行うことを妨げるものではありません。
 - ごみ組成分析を実施する場合は、環境省が公表している「廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A (令和2年4月23日)」を踏まえて十分な感染防止策をとっていただくようお願いいたします。
- ②本対応により算定したバイオマス比率については確定値として、事業者の売電収入の根拠 となる交付金算定等を実施することとし、何らかの事情により事後的に当該月のごみ組成 分析の実値が明らかとなった場合でも、当該月のバイオマス比率の修正や売電収入の精算 は行わないこととします。

③本対応に係る具体的な手続については、以下の表を御参照の上、発電設備の所在地を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署にお問合せください。

地方経産局名	部 名	課名	郵便番号	住所	電話番号	管轄区域	開庁時間
北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線2638)	北海道	8:30~12:00、 13:00~17:15
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1	022-221-4932	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	8:30~12:00、 13:00~17:15
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー対策課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0361	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、新潟県、静岡県	9:30~12:00、 13:00~17:00
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775	富山県、石川県、岐阜県、 愛知県、三重県	9:30~12:00、 13:00~17:00
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	新エネルギー推進室	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6043	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	9:30~12:00、 13:00~17:00
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5818	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	8:30~12:00、 13:00~17:15
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	8:30~12:00、 13:00~17:15
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1		福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	9:30~12:00、 13:00~17:00
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部	エネルギー対策課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館	098-866-1759	沖縄県	8:30~12:00、 13:00~17:15

◆ 本件に関するお問合せ窓口

<固定価格買取制度お問い合わせ窓口>

0570-057-333 (受付時間:平日9:00から17:00) [PHS/IP電話からは、042-524-4261]